令和6年1月

農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 5 日 武 雄 市 農 業 委 員 会

令和6年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

- 1. 日 時 令和6年1月5日(木) (開会) 14時45分 (閉会) 15時40分
- 2. 場 所 文化会館ミーティングホール
- 3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	0		1 1	川口 敏広	0	
2	富永 光男	0		1 2	古川さゆり	0	
3	中尾 正悟	0		1 3	稲富 守	0	
4	佐佐木幸夫	0		1 4	永石 芳彦	0	
5	松尾 隆博	0		1 5	山下 英喜	0	
6	中村 和仁	0		1 6	澤井富二郎	0	
7	中村 一明	0		1 7	坂口 友久	0	
8	田代 了三	0		1 8	相原 經憲	0	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小栁 滿、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、小潟 博、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉(以上25名)

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 5件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 5件 議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について 議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について 議案第5号 武雄市非農地証明願について 2件 議案第6号 武雄市非農地証明事務処理要領の一部改正(案)について 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件

6. 議事内容 以降記載

———《開会》

事務局長

皆様こんにちは。それでは令和6年1月の総会を始めていきたいと思います。本日は、農業委員19人の出席、欠席者0名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和6年1月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、3番 中尾 正悟 委員、13番 稲富 守 委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 12月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —

会 長 それでは、議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されております。この議案 について、1番から4番までを事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号 1 番です。権利の内容は所有権の移転になっております。 土地は、00 町の畑 2 筆の 4 8 3 ㎡。譲渡人は、高齢のため耕作・管理ができない。譲受人は、譲り受けて耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格は 2 筆00 円です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は、oo町の田1筆の1166㎡。譲渡人は、高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、自己所農地の隣地なので耕作・管理がしやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆oo円です。

申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転となっております。土地は、 ○○町の田9筆と畑14筆の合わせて23筆の14919.67㎡。申請自由は、 農地の名義を子の名義に変更したい。ということで申請が提出されています。 農地の価格はありません。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。○○町の田2筆の1241㎡。譲渡人は、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、現在耕作しているので譲り受けたい。ということです。農地の価格はありません。

以上、4件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **会 長** 事務局の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補 足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますがありま せんか。
- OO番委員 3番ですが親子関係ということですが○○さんが○○家に養子に行った息子に 自分名義の農地を譲りたいということで問題ないので了承しました。
- 会 長 他にございませんか。無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。 議案第1号、農地法第3条の規定による1番から4番までの許可申請につい て、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による1番から4番まで許可申請については、許可することに決しました。

次の申請番号5番については、oo推進委員が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第1号5番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(00推進委員 退席)

- **会 長** では5番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案第1号5番についてご説明いたします。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、oo町の田1筆の584㎡。譲渡人は、市外に住んでいるため耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格はoo円です。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんからの補足説明があれば、そ の説明を受けてから質疑に入りたいと思いますがありませんか。

(地元委員さんからの補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。 議案第1号、農地法第3条の規定による5番の許可申請について、許可する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5番の許可申請については、 許可することに決しました。

(00推進委員 入席)

- 《議案第2号 農地法第5条 許可申請》 —

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されております。その中の1番については、○○委員が関連する会社が譲受人であり、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、議案第2号1番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(00委員 退席)

事務局 では1番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

申請番号1番。oo町の田1筆、畑1筆の合わせて1574㎡。申請事由は「当社では資材置場不足が懸案となっていた。そこで申請地を選定し、売買を打診したところ所有者の同意を得られたため申請に至った。」ということです。工事完了時期は令和6年3月31日となっています。

会 長 事務局の説明が終わりました。この1番の案件については、12月25日 に調査委員会を行っておりますので、座長の○○委員さんから調査結果の報告 をお願いします。

調査委員会座長(〇〇番委員)

令和5年12月25日午後1時30分から、B班及び地元農業委員により、 武雄市役所6階全員協議会室にて調査委員会を開催し、議案第1号 農地法 第5条の規定による許可申請1件について審議しました。

申請番号1番「進入路及び資材置場」について、水路の形状変更があるかと質疑がありましたが、申請者代理人から水路は現状ままで、手を加えないという回答がありました。

また、出入口について間口が狭いのではないかという質疑に対して、申請者代理人からは資材置場に出入りする車両の幅は最大2.5 mとなっており、出入口の最も狭い箇所で3.9 mの幅員を確保する設計となっているため問題ないとの回答がありました。○○登記名義の所有者不明の田を誰が管理するかを決めておくべきではないかという提案に対しては、申請者代理人から○○が管理するとの回答がありました。

以上、質疑等はありましたが、1件の案件について調査委員会としては、 転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、1番の 案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから 質疑に入りたいと思います。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第5条の規定による1番の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による1番の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

(00委員 入席)

- 会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の2番から5番までを事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 申請番号2番。○○町の畑2筆の587㎡。申請事由が「当該申請地は、小中学校に近く、交通の便もよい。住宅地としては好条件の土地であるため宅地分譲の計画をしました。」ということで宅地分譲4区画の予定です。工事完了時期は許可後6カ月となっています。

申請番号 3 番。 $\circ\circ$ 町の畑 1 筆の 5 9 9 ㎡。申請事由は「スーパーやコンビニ等徒歩圏内において利便性が高く、単身者向けアパート不足の解消を図ることで地域に貢献することを考え申請に至った。」ということで集合住宅 1 棟の計画です。工事完了時期は令和 6 年 1 0 月下旬となっています。

申請番号4番。○○町の畑3筆の662㎡。申請事由が「申請地周辺は、新築物件も多く生活環境や交通状況も良く、住宅用地としての条件に適している。」ということで賃貸住宅3棟の計画です。工事完了時期は令和6年8月31日となっています。

申請番号 5 番、○○町の田 1 筆、畑 1 筆の 2 4 4 ㎡。申請事由は「事務所敷地内では駐車スペースを十分に確保できないため駐車場として転用したい。」ということで 5 9 3 1 番地は、既に 3 0 年前に造成してあるため始末書を添付してもらっています。工事完了時期は、許可後すぐとなっています。以上、4 件については農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その 説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による2番から5番の許可申請については、「本委員会としては許可しても 差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による2 番から5番の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えな い」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—《議議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第10 号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、3件、3筆、8,066㎡。

橘 町、田、再設定、2件、7筆、12,605㎡。

朝日町、田、新規、2件、2筆、5,377㎡

再設定、1件、1筆、2,987㎡。

若木町、なし。

武内町、田、新規、1件、1筆、2,319㎡ 再設定、1件、1筆、1,021㎡。

東川登町、西川登町、なし。

山内町、田、新規、1件、4筆、4,306㎡ 再設定、5件、7筆、9,343㎡。

北方町、田、再設定、3件、9筆、18,085㎡。

となっています。 3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、10ページに記載をしておりますので、 ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第3号について、質疑を開始 します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 ないようですので質疑を止めます。

議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり

- 《議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について》——

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の荒川です。議案第4号につきまして、提案させていただきます。

議案書の1ページに農振除外を行う6件12筆と農用地区域に編入する土地2件10筆のリストをつけております。2ページ目から3ページにわたって8件の概要を記載しております。4ページ目から25ページまでにそれぞれの字図、計画平面図をつけております。大まかなものを説明します。1番は○○町の○○公民館ですがもともと地籍の測量が誤っていたということで一部農振地がかかっていたことが判明したものです。あと6番は○○町ですが、これも以前から居住地の一部が農振地になっていたことが判明したものであります。7と8番ですが農用地域に編入するのですがこれは、新規の編入ではなく第50回と52回で除外申請を出され決定を行ったのですが事業計画が廃止されたため再度編入するものです。のこりの4件は通常の農振除外で現地を確認したところ問題ないということで、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **会 長** 農林課の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始 します。何かございませんか。
- OO番委員 7番の編入ですが宅地開発する計画だった所で業者が計画廃止するからということですが他の業者がするとか面積を縮小してするとか考えられるので わざわざ編入までする必要があるのか。
- 農林課 業者は事業しないということでそこが多面の関係があって農振地に戻さないと不利益を乗じるということでもあり、また耕作されるということでありました。面積を減らして事業をすることは斜面地であり難しいと考えます。他の事業者については、田島さん自体は事業しないということでした。
- **会 長** 他に無いですか。無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、 「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

-《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》——

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について6件の 証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の6ページです。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。 土地につきましては、00町にあります、畑2筆17.96㎡です。平成12年 に建築された隣接する集合住宅が一部畑に越境し、以降20年以上にわたり住 宅用地として利用されている。ということで非農地証明事務処理要領の該当 事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は \circ の町にあります、畑2筆、田7筆の3,352㎡です。 $40\sim50$ 年前、両親の体調が悪くなりミカンの生産や田作りを止め、植林した。現在は山林となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地はoo町にあります、田1筆1,350㎡です。昭和53年に「屋外集荷場」として転用許可を取っていたが、同年に建物を建築し、現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号4番です。土地につきましては、00町にあります、畑6筆6,560㎡です。昭和60年頃より、耕作を放棄し現在に至る。近隣の山林に取り込まれて、雑木が生い茂り山林化している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号5番、土地は○○町にあります、畑2筆45㎡です。30年以上前から自身が営んでいる木材所敷地の通路として使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

続いて申請番号6番です。土地はoo町にあります、畑3筆、田2筆の2, 010㎡です。10年以上耕作しておらず、荒地となっている。現在は雑木林 状態となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に 該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足 説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さ ん何かございませんか。

(地元委員の補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。

議案第5号、6件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明 することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 武雄市非農地証明6件について原案どおり証明することに決しました。

-≪議案第6号 非農地証明事務処理要領の一部改正について≫―

- 会 長 次に議案第6号を議題といたします。「非農地証明事務処理要領の一部改正 について」、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 武雄市非農地証明事務処理要領の一部改正(案)について説明いたします。 提案理由ですが、非農地証明について平成26年5月の総会において標記処理 要領を制定し、登記簿上の地目が農地であるが現況が農地法で規定される農地 に該当しない土地について、所有者からの顧出に基づき、事務処理要領の要件 に該当した場合は非農地証明を行っています。非農地証明該当事項については 自然荒廃を理由とする4号と、人為転用を理由とする5号を根拠として運用を 行っているが、このうち、自然荒廃し非農地化した土地については、農林課農 政係との間で農振除外手続きに関する協議が整ったことから運用を見直し、農 振除外申請と同時に非農地証明を行うこととし、非農地証明をもって自然荒廃を理由とする農振除外を行うよう改めることといたしました。これは、農振地 内農地を非農地と認めないとする同事務処理要領第3条第2項第3号に抵触し ないよう、同事務処理要領を改正し実務に即したものにするものです。ご審議 よろしくお願いいたします。
- **会 長** 意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。

議案第6号「非農地証明事務処理要領の一部改正について」、原案どおり設定 することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号は承認されました。

――《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》――――

- 会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」 1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。
- **事務局** 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」説明 します。議案書の15ページをご覧ください。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願い します。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

------《閉 会》----

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、

すべて終了しました。これをもちまして、令和6年1月の農業委員会総会を終わります。